

2024年3月28日

会員各位

一般社団法人福岡市薬剤師会
薬局委員会
常務理事 清水 敦

県薬、日薬を通じ厚生労働省から下記の文書が来ておりますので、ご連絡いたします。

対象：すべての薬局

本年4月より、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた医療提供体制は通常の医療提供体制に移行し、それに伴う薬局及び医薬品販売業に係る特例的措置の廃止について取扱いが示されました。具体的な内容を福岡市薬剤師会ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

福岡市薬剤師会ホームページ→会員のみなさま→お知らせ

<https://www.fpa.gr.jp/kaiin/86152/>

※医療用抗原検査キットの取り扱いに関しては、令和6年3月31日以前に購入した物については、令和7年3月31日までの間、引き続き販売は可能です。

5福薬業発第555号

令和6年3月27日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 田城 涼子

**新型コロナウイルスの感染拡大に伴う
薬局及び医薬品販売業に係る特例的措置関係事務連絡の廃止について**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、日本薬剤師会を通じて厚生労働省医薬局総務課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大を受けた医療提供体制については、令和6年3月8日付け5福薬業発第527号の「新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制及び公費支援等について」において、本年4月より、通常の医療提供体制に移行する旨をお示ししたところですが、それに伴い、薬局及び医薬品販売業に係る特例的措置の廃止について取扱いが示されました。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。